

大阪市規則第92号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第3（第2条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第3（第2条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

[別表第3 別紙1]

所属名	名称	人員
[同左]		
大阪港湾局営業推進室	まちづくり事業調整担当課長	1
	[同左]	[同左]
[同左]		

[別表第3 別紙2]

所属名	名称	人員
[略]		
大阪港湾局営業推進室	夢洲事業推進担当課長	1
	まちづくり事業調整担当課長	1
	[略]	[略]
[略]		